



福島医発第1416号（地）
平成22年10月 4日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
（ 公 印 省 略 ）

予防接種実施規則の改正等に伴う「予防接種ガイドライン2010年度版」、
「予防接種と子どもの健康2010年度版」の改訂について

平成22年8月27日に予防接種実施規則の一部が改正されたこと等に伴い、「予防接種ガイドライン2010年度版」並びに「予防接種と子どもの健康2010年度版」（発行：（財）予防接種リサーチセンター）が改訂された旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、改訂内容は、同財団のホームページ（<http://www.yoboseshu-rc.com/>）に掲載される予定です。

また、今回の改訂に関連して、厚生労働省より「日本脳炎ワクチンに係るQ&A」が示される予定ですので、通知があり次第ご連絡いたします。

小郡三井医師会より

予防接種担当理事 松行眞門
会長 蒲池 壽

(地Ⅲ90)

平成22年9月14日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
保坂 シゲリ

予防接種実施規則の改正等に伴う「予防接種ガイドライン 2010 年度版」、
「予防接種と子どもの健康 2010 年度版」の改訂について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、8月27日に予防接種実施規則の一部が改正されたこと等に伴い、「予防接種ガイドライン 2010 年度版」、「予防接種と子どもの健康 2010 年度版」（発行：（財）予防接種リサーチセンター）が別添のとおり改訂されましたのでお知らせいたします。

また、本件につきまして、貴会管下郡市区医師会に対する周知方につきましても、ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

なお、改訂内容は、同財団のホームページ（<http://www.yoboseshu-rc.com/>）に掲載予定でありますことを申し添えます。

予り発第 95 号
平成 22 年 9 月 10 日

社団法人日本医師会 感染症危機管理担当室長 様

財団法人予防接種リサーチセンター
理 事 長 下 田 智 久

予防接種実施規則の改正等に伴う「予防接種ガイドライン 2010 年度版」、
「予防接種と子どもの健康 2010 年度版」の改訂について

日ごろ、当財団の事業には多大のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
このたび 8 月 27 日に予防接種実施規則の一部が改正されたことに伴い「予防
接種ガイドライン 2010 年度版」、「予防接種と子どもの健康 2010 年度版」を別
添のとおり改訂いたします。

つきましては、大変お手数をおかけしますが、各都道府県医師会様、郡市区医師会
様への情報提供について、よろしくご協力をお願いいたします。

今回の改訂に関しては、先生方にも様々なご質問が寄せられることと存じますが、
今後、厚労省のホームページに「日本脳炎ワクチンに係る Q & A」に回答が掲載され
る予定ですので、この Q & A により、御了知願いたいと存じます。

なお、本件については、厚生労働省結核感染症課と協議済みです。

なお、この改正の内容は、近日中に当財団のホームページ
(<http://www.yoboseshu-rc.com/>) に掲載いたします。

【 連絡先 】 予防接種リサーチセンター
東京都中央区日本橋大伝馬町 14-1
住友生命日本橋大伝馬町ビル 3F
TEL 03-6206-2113
FAX 03-5643-8300

メールアドレス BCL12569@nifty.com
ホームページ <http://www.yoboseshu-rc.com/>

予防接種ガイドライン

第3 法律に基づく予防接種（定期の予防接種）

対象疾病	ワクチン	接	
		対 象 者	標準的な接種期間 [※]
日本脳炎	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン	1 期初回 生後 6 月から生後 90 月 に至るまでの間にある者	3 歳に達した時から 4 歳に達するまでの 期間
		1 期追加 生後 6 月から生後 90 月 に至るまでの間にある者 (1 期初回終了後おおむね 1 年おく)	4 歳に達した時から 5 歳に達するまでの 期間
		2 期 9 歳以上 13 歳未満の者	9 歳に達した時から 10 歳に達するまで の期間
	省令上は、マウス脳ワクチンとなっているものの乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを使用できるが、今後専門家の検証データを用いて議論を要する。 (平成22年3月12日現在)	検討される。	
結核	BCGワクチン	・生後 6 月に至るまでの間にある者 ・地理的条件、交通事情、災害の発生その他の特別な事情によりやむを得ないと認められる場合には、1 歳に至るまでの間にある者	

※標準的な接種期間とは、定期（一類疾病）の予防接種実施要領（厚生労働省健康局長通

第3 法律に基づく予防接種（定期の予防接種）

回数	間 隔	種		方法	備 考
		接 種 量	接 種 量		
2回	6日から 28日まで	(3歳以上) 各0.5mL (3歳未満) 各0.25mL		皮下	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンは、製造販売業者が作成した説明文書を用いて接種上の注意事項等について説明し、予防接種の保護者自身が確認した上で、接種することと差し支えない。 1期の初回接種においては、発熱等の予防接種不適当要因により、6日から28日までの間隔で、接種が実施できなかった者については、その要因が解消された後、予防接種法施行令で定める接種の期間内に、速やかに実施した場合、当該接種間隔を越えて接種したとしても、接種間隔内における接種とみなすこととしており、定期予防接種として取り扱う。
1回		(3歳以上) 0.5mL (3歳未満) 0.25mL			
1回		0.5mL			
1回		所定のスポイトで 滴下		経皮	接種部位は、上腕外側のほぼ中央部とし、両峰に近い部分はケロイド発生率が高いので避けなければならない。

知）により、市区町村に対する技術的助言として定められている。

5 定期の予防接種（二類疾病）

対象疾病	ワクチン	接	
		対 象 者	
季節性インフルエンザ	インフルエンザHAワクチン	・65歳以上の者 ・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が恒度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	

回数	接 種 量	方法	備 考
(毎年度) 1回	0.5mL	皮下	詳細は「インフルエンザ予防接種ガイドライン」を参照 左記の対象者以外の者については、67頁の任意の項を参照。

能を示した。

(3) 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの特徴

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンは、日本脳炎ウイルス（北京株）をVero細胞で増殖させ、ホルマリンで不活化し精製したものである。

(4) 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの接種上の注意点

初めて受けるときは、基礎免疫（初回接種は6日～28日の間隔をおいて2回、おおむね1年後に1回）をつけることが重要である。

（注）「おおむね1年後」とは、「11～13カ月後」と解する。

1期の初回接種においては、発熱等の予防接種不適当要因により6日から28日までの間隔で、接種が実施できなかった者については、その要因が解消された後、予防接種法施行令で定める接種の期間内に、速やかに実施した場合、当該接種間隔を超えて接種したとしても、接種間隔内における接種とみなすこととしており、定期予防接種として取り扱うものとする。

2期の接種は9歳以上13歳未満で接種を行う。

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンは、2期の接種についての有効性及び安全性が確立されていないことから、1期の定期接種に用いるワクチンとしている。

2期の接種には省令上は、マウス脳ワクチンとなっているものの乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを使用できるか、今後専門家の検証データを用いて議論していく予定である。

検討される。（平成22年5月14日現在）

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンは、供給予定量が定期接種対象者全員の必要量に満たないことや安全性の確認等における観点から、日本脳炎の予防接種の今後のあり方として、接種の積極的な勧奨を含めて検討が行なわれている。（平成22年3月12日現在）

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンは、多くの小児に対して使用された経験がなく、安全性に関する知見が十分蓄積されていないことを踏まえ、接種を希望する保護者には十分な説明と同意に基づいて接種する。

薬事法第77条の3第2項に基づく、製造販売業者の当該情報収集への協力に努める。

接種を希望する者に対しては、1期の初回接種（2回接種）の接種スケジュール

ジュール等が適切に完了できるよう、接種に必要なワクチンの入手等について、事前に製造販売業者等と十分に協議等を行うとともに、医療機関においても必要量を考慮した上で、注文及び在庫管理を行うよう留意する。

ワクチン接種の判断等に関して疑義あるとき又は最新の情報については、市区町村に照会するとともに、厚生労働省の「日本脳炎ワクチン接種に係るQ&A」（<http://www.mhlw.go.jp/qa/kenkou/nouen/index.html>）を活用する。

日本脳炎の予防接種に関する記述内容に変更がある場合には、当財団のホームページ（<http://www.yoboseshurc.com/>）でお知らせする。

(5) 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンによる副反応

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンは、国内ではVero細胞を用いて製造される初めての医薬品となること等から、このワクチンの承認に当たり、製造販売業者は、重篤な副反応を速やかに収集・解析し、その評価結果を医療機関等へ情報提供することとなっており、各医療機関においては、このワクチンの使用に当たり、重篤な副反応情報の迅速な提供に協力するとともに、製造販売業者から提供される安全性情報について留意する。また、このワクチンは、

製造の初期段階（マスターシード及びマスターセルバンクの調製時）で米国又は日本産ヤシの血液由来成分、動物種及び原産国が明らかでない乳由来成分を使用しているが、薬事法に基づく承認の際に、理論的なリスク評価を行い一定の安全性を確保する目安に達していることが確認されている。これらのことから、このワクチンによる伝達性海綿状脳症（TSE）伝播のリスクはきわめて低いものと考えられているが、そのリスクに関して被接種者又はその保護者に、製造販売業者が被接種者向けに作成した説明文書を用いて説明することとされている。

平成22年度においては、3歳児に対する1期初回接種（2回）に対して積極的な勧奨を行う。



*平成 17 年の積極的な勧奨の差し控えにより、1 期における 3 回の接種を受けられなかった者への接種機会の確保（特例措置）。

（平成 22 年 8 月 27 日現在）

① 「1 期初回接種（2 回）のうち、1 回接種を受けた者

実施規則第 15 条に規定する初回接種を 1 回受けた者については、対象年齢（生後 6 月～90 月までの間又は 9 歳～13 歳未満の間）に、6 日以上の間隔をおいて残りの 2 回の接種を行う。

② 1 期初回接種（2 回）を受けた者

実施規則第 15 条に規定する初回接種（2 回）を受けた者については、対象年齢（生後 6 月～90 月までの間又は 9 歳～13 歳未満の間）に、残りの 1 回の接種を行う。

*①、②ともに、既に接種済みの接種と今回の接種間隔については 6 日以上の間隔をおく

③ 1 期の予防接種を全く受けていない者

1 期の予防接種を全く受けていない者については、対象年齢（9 歳～13 歳未満の間）に該当する者に対して、6 日から 28 日までの間隔をおいて 2 回、追加接種については 2 回接種後概ね 1 年を経過した時期に 1 回接種する。

（6 月～90 月の者については、実施規則第 15 条に基づく 1 期の接種を受けることができるので、特例を適用していない。）

* 過去に接種した回数については、原則、定期接種として接種したものについて考慮するが、任意で接種した回数も考慮した上で、残りの接種回数を決定して差し支えない。

* 生後 90 月を超え、9 歳未満の者については、法定接種の対象とならないことに注意し、保護者等には、今後、9 歳～13 歳未満の間に接種できることを周知する。

* 2 期の接種に対する積極的な勧奨については、今後検討されることとなっている。

◆日本脳炎

(1) 病気の説明

日本脳炎ウイルスの感染で起こります。ヒトから直接ではなくブタなどの体内で増えたウイルスが蚊によって媒介され感染します。7～10日の潜伏期間の後、高熱、頭痛、嘔吐、意識障害、けいれんなどの症状を示す急性脳炎になります。ヒトからヒトへの感染はありません。

流行は西日本地域が中心ですが、ウイルスは北海道など一部を除く日本全体に分布しています。飼育されているブタにおける日本脳炎の流行は毎年6月から10月まで続きますが、この間に、地域によっては、約80%以上のブタが感染しています。以前は小児、学童に発生していましたが、予防接種の普及などで減少し、最近では予防接種を受けていない高齢者を中心に患者が発生しています。

感染者のうち100～1,000人に1人が脳炎を発症します。脳炎のほか髄膜炎や夏かぜ様の症状で終わる人もいます。脳炎にかかった時の死亡率は約20～40%ですが、神経の後遺症を残す人が多くいます。

(2) 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン（不活化ワクチン）

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンは、ペロ細胞という細胞でウイルスを増殖させ、ホルマリンなどでウイルスを殺し（不活化）、精製したものです。

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンは、製造の初期段階で米国又は日本産ウシの血液由来成分、動物種及び原産国が明らかでない乳由来成分を使用していますが、薬事法に基づく承認の際に、理論的なリスク評価を行い一定の安全性を確保する目安に達していることが確認されているなどのことから、このワクチンによる伝達性海綿状脳症（TSE）伝播のリスクは極めて低いものと考えられています。そのリスクに関して製造販売業者が作成した説明文書の説明を理解して、予診票の同意欄に署名した上で、接種を受けることになります。

供給予定量が定期接種対象者全員の必要量に満たないことや安全性の確認等における観点から、日本脳炎の予防接種の今後のあり方として、接種の積極的な勧奨を含めて検討が行なわれています。（平成22年3月12日現在）

ワクチンの接種に際して疑問があるとき又は最新の情報については、お住いの市区町村にお問い合わせいただくとともに、厚生労働省の「日本脳炎ワクチン接種に係るQ&A」（<http://www.mhlw.go.jp/qa/kenkou/nouen/index.html>）をご覧ください。

日本脳炎の予防接種に関する記述内容に変更がある場合には、当財団のホームページ（<http://www.yoboseshurc.com/>）でお知らせします。

予防接種と子供の健康

7. 予防接種の対象となる病気とワクチンについて

● ADEM（急性散在性脳脊髄炎）

一般にウイルス感染後、あるいは、極めてまれにですが、ワクチン接種後に発生すると考えられる脳神経系の病気です。ワクチン接種後の場合は、通常数日から数週間程度で、発熱、頭痛、けいれん、運動障害などの症状がでます。ステロイド剤などの治療により、多くの患者さんは正常に回復しますが、運動障害や脳波異常などの神経系の後遺症が10%程度あるといわれています。

(3) 接種時期

	3	6	9	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	カ	カ	カ	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
日本脳炎																		

6日から28日まで（1～4週間）の間隔をおいて初回接種（2回）を行い、終了後おおむね1年で追加接種を行います。

注）乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンは、1期の予防接種のみに使用できます。

平成17年の積極的な勧奨の差し控えにより、1期における3回の接種を受けられなかったお子さんへの接種機会の確保については、21頁をご覧ください。

平成22年度においては、3歳児に対する1期初回接種（2回）に対して積極的な勧奨を行うこととされています。



* 平成 17 年の積極的な勧奨の差し控えにより、1 期における 3 回の接種を受けられなかったお子さんへの接種機会の確保については、次の通りです。

(平成 22 年 8 月 27 日現在)

- 過去に 1～2 回接種を受けたお子さんは、1 期（初回 2 回、追加 1 回）の不足分（1～2 回）を、6 月～90 月及び 9 歳～13 歳未満の年齢のときに 6 日以上の間隔をおいて接種できます。
- 1 期の接種を全く受けていない場合は、9 歳～13 歳未満の年齢のときに 6 日から 28 日までの間隔をおいて 1 期初回（2 回）を接種し、おおむね 1 年経過した時期に 1 期追加（1 回）を、接種できます。
- 生後 90 月を超え、9 歳未満のお子さんは、今後、9 歳～13 歳未満の間に接種できます。

予防接種ガイドライン

10~11 頁の表

対象疾病	ワクチン	接種スケジュール				備 考
		対 象 者	接種時期	回数	接種量・方法	
日本脳炎	乾燥細胞培養 日本脳炎ワクチン	1 期初回 生後 6 月から生後 9 0 月 に至るまでの間にある者	9 歳に達した時から 4 歳に達するまでの 期間	2 回	6 日から 28 日まで	1 期の初回接種においては、発熱等の予防接種不適当 要因により、6 日から 2 8 日までの期間で、接種が実施 できなかった者については、その要因が解消された後、 予防接種法施行令で定める接種の期日内に、速やかに再 接種した場合、当該接種期間を繰上げて接種したとしても、 接種期日内における接種とみなすこととしており、定期 予防接種として取り扱う。
		1 期追加 生後 6 月から生後 9 0 月 に至るまでの間にある者 (1 期初回接種後おおむね 1 年おく)	4 歳に達した時から 5 歳に達するまでの 期間	1 回	(3 歳以上) 0.5 mL (5 歳未満) 0.25 mL	
			9 歳に達した時から 10 歳に達するまでの 期間	1 回	0.5 mL	

青字の部分を修正

45 頁

日本脳炎

(1) 疾病の概要

日本脳炎は潜伏期 7～10 日、突然の高熱、頭痛、嘔吐、意識障害及びけいれん等を主徴とするウイルス性の急性脳炎である。かつては死亡率、後遺症を残す率が高く、現在でも死亡率 20～40%程度と考えられており、なお神経学的後遺症を残す例が多い。感染者 100～1,000 人に 1 人が脳炎を発症すると考えられている。脳炎以外に不全型無菌性髄膜炎、夏かぜ様疾患もみられる。

最近では年間 10 人以下程度が西日本地区の高齢者を中心に発症しているが、若年者の発症もみられている。かつて好発年齢であった幼児、学童は、予防接種対象年齢にあたっており、現在はほとんど発症がみられなくなった。

食用として毎年多数出生、飼育されているブタが日本脳炎ウイルスの増殖動物とされている。ブタ間での流行は毎年 6 月頃より始まり、関東以南では多くの県で 10 月までに約 80%以上の感染率を示し、日本脳炎ウイルスの存在が示されている。ブタからヒトへの感染はコガタアカイエカを介する。ヒトは終末宿主であり、ヒトからヒトへのウイルスの伝播はない。自然界における宿主や日本への伝播経路などについてはなお不明な点が多い。日本脳炎ウイルスは、東南アジア及び東アジアに広く分布し、患者が多発している。

(2) 予防接種の効果

日本脳炎の予防接種は、1 期の初回接種 2 回と次年度の追加接種 1 回の計 3 回の接種をもって基礎免疫の完了と考える。抗体産生は良好である。

台湾やタイでの大規模な野外接種試験では、日本脳炎ワクチン 2 回接種群は 80%以上の有効率を示し、非接種群に比して自然感染に対する優れた防御能を示した。

(3) 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの特徴

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンは、日本脳炎ウイルス(北京株)を Vero 細胞で増殖させ、ホルマリンで不活化し精製したものである。

(4) 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの接種上の注意点

初めて受けるときは、基礎免疫(初回接種は 6 日～28 日の間隔において 2 回、おおむね 1 年後に 1 回)をつけることが重要である。

(注)「おおむね 1 年後」とは、「11～13 カ月後」と解する。

1 期の初回接種においては、発熱等の予防接種不適当要因により 6 日から 28 日までの間隔で、接種が実施できなかった者については、その要因が解消された後、予防接種法施行令で定める

接種の期間内に、速やかに実施した場合、当該接種間隔を超えて接種したとしても、接種間隔内における接種とみなすこととしており、定期予防接種として取り扱うものとする。

2期の接種は9歳以上13歳未満で接種を行う。

平成22年度においては、3歳児に対する1期初回接種(2回)に対して積極的な勧奨を行う。

* 平成17年の積極的な勧奨の差し控えにより、1期における3回の接種を受けられなかった方への接種機会の確保(特例措置)。 (平成22年8月27日現在)

① 「1期初回接種(2回)のうち、1回接種を受けた者

実施規則第15条に規定する初回接種を1回受けた者については、対象年齢(生後6月～90月までの間又は9歳～13歳未満の間)に、6日以上の間隔をおいて残りの2回の接種を行う。

② 1期初回接種(2回)を受けた者

実施規則第15条に規定する初回接種(2回)を受けた者については、対象年齢(生後6月～90月までの間又は9歳～13歳未満の間)に、残りの1回の接種を行う。

* ①、②ともに、既に接種済みの接種と今回の接種間隔については6日以上の間隔をおく

③ 1期の予防接種を全く受けていない者

1期の予防接種を全く受けていない者については、対象年齢(9歳～13歳未満の間)に該当する者に対して、6日から28日までの間隔をおいて2回、追加接種については2回接種後概ね1年を経過した時期に1回接種する。

(6月～90月の者については、実施規則第15条に基づく1期の接種を受けることができるので、特例を適用していない。)

* 過去に接種した回数については、原則、定期接種として接種したものについて考慮するが、任意で接種した回数も考慮した上で、残りの接種回数を決定して差し支えない。

* 生後90月を超え、9歳未満の者については、法定接種の対象とならないことに注意し、保護者等には、今後、9歳～13歳未満の間に接種できることを周知する。

2期の接種に対する積極的な勧奨については、今後検討されることとなっている。

ワクチン接種の判断等に関して疑義あるとき又は最新の情報については、市区町村に照会するとともに、厚生労働省の「日本脳炎ワクチン接種に係るQ&A」

(<http://www.mhlw.go.jp/qa/kenkou/nouen/index.html>)を活用する。

日本脳炎の予防接種に関する記述内容に変更がある場合には、当財団のホームページ(<http://www.yoboseshu-rc.com/>)でお知らせする。

(5) 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンによる副反応

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンは、国内ではVero細胞を用いて製造される初めての医薬品となること等から、このワクチンの承認に当たり、製造販売業者は、重篤な副反応を速やかに収集・解析し、その評価結果を医療機関等へ情報提供することとなっており、各医療機関においては、このワクチンの使用に当たり、薬事法第77条の3第2項に基づく、製造販売業者の当該情報収集への協力を努めるとともに、製造販売業者から提供される安全性情報について留意する。

青字の部分で修正

20頁 ◆日本脳炎

(1) 病気の説明

日本脳炎ウイルスの感染で起こります。ヒトから直接ではなくブタなどの体内で増えたウイルスが蚊によって媒介され感染します。7～10 日の潜伏期間の後、高熱、頭痛、嘔吐、意識障害、けいれんなどの症状を示す急性脳炎になります。ヒトからヒトへの感染はありません。

流行は西日本地域が中心ですが、ウイルスは北海道など一部を除く日本全体に分布しています。飼育されているブタにおける日本脳炎の流行は毎年 6 月から 10 月まで続きますが、この間に、地域によっては、約 80%以上のブタが感染しています。以前は小児、学童に発生していましたが、予防接種の普及などで減少し、最近では予防接種を受けていない高齢者を中心に患者が発生しています。

感染者のうち 100～1,000 人に 1 人が脳炎を発症します。脳炎のほか髄膜炎や夏かぜ様の症状で終わる人もいます。脳炎にかかった時の死亡率は約 20～40%ですが、神経の後遺症を残す人が多くいます。

(2) 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン(不活化ワクチン)

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンは、ペロ細胞という細胞でウイルスを増殖させ、ホルマリンなどでウイルスを殺し(不活化)、精製したものです。

平成 22 年度においては、3 歳児に対する 1 期初回接種(2回)に対して積極的な勧奨を行うこととされています。

* 平成 17 年の積極的な勧奨の差し控えにより、1 期における 3 回の接種を受けられなかったお子さんへの接種機会の確保については、次の通りです。 (平成 22 年 8 月 27 日現在)

- 過去に 1～2 回接種を受けたお子さんは、1 期(初回 2 回、追加 1 回)の不足分(1～2 回)を、6 月～9 月及び 9 歳～13 歳未満の年齢のときに 6 日以上の間隔をおいて接種できます。
- 1 期の接種を全く受けていない場合は、9 歳～13 歳未満の年齢のときに 6 日から 28 日まで
の間隔をおいて 1 期初回(2 回)を接種し、おおむね 1 年経過した時期に 1 期追加(1 回)を、
接種できます。」を追加する。
- 生後 90 月を超え、9 歳未満のお子さんは、今後、9 歳～13 歳未満の間に接種できます。

ワクチンの接種に際して疑問があるとき又は最新の情報については、お住いの市区町村にお問い合わせしていただくとともに、厚生労働省の「日本脳炎ワクチン接種に係る Q&A」(<http://www.mhlw.go.jp/qa/kenkou/nouen/index.html>)をご覧ください。

日本脳炎の予防接種に関する記述内容に変更がある場合には、当財団のホームページ(<http://www.yoboseshu-rc.com/>)でお知らせします。

22 頁 表の

注): 平成 17 年の積極的な勧奨の差し控えにより、1 期における 3 回の接種を受けられなかったお子さんへの接種機会の確保については、21 頁をご覧ください。

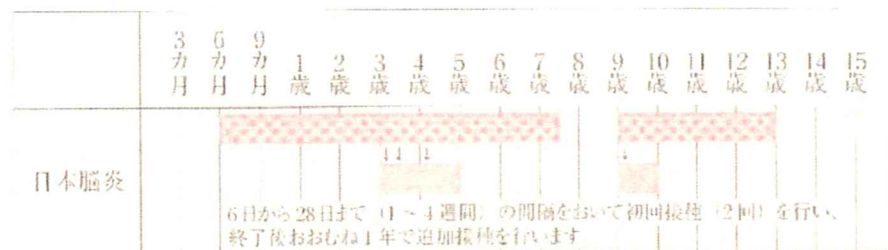
22 頁の

●ADEM(急性散在性脳脊髄炎)の囲みの記述は、5 月 17 に改訂したときに、末尾に移動しています。この理由は、マウス脳を使用したワクチンを使わなくなり、日本脳炎のワクチンに特有の記述ではなく、他のワクチンと共通の記述となったためです。

7. 予防接種の対象となる病気とワクチンについて

ムページ (<http://www.yoboseshu-rc.com/>) でお知らせします。

(3) 接種時期



注：平成17年の積極的な勧奨の差し控えにより、1期における3回の接種を受けられなかったお子さんへの接種機会の確保については、21頁をご覧ください。

● ADEM（急性散在性脳脊髄炎）

一般にウイルス感染後、あるいは、極めてまれにですが、ワクチン接種後に発生すると考えられる脳神経系の病気です。ワクチン接種後の場合は、通常数日から数週間程度で、発熱、頭痛、けいれん、運動障害などの症状がでます。ステロイド剤などの治療により、多くの患者さんは正常に回復しますが、運動障害や脳波異常などの神経系の後遺症が10%程度あるといわれています。

「予防接種ガイドライン」の改訂について

「予防接種ガイドライン」の日本脳炎の予防接種に関しては、本年5月17日に改訂をしたところですが、8月27日に予防接種実施規則の一部が改正されたことに伴い、次の通り再改訂を致します。

10頁 表中

「ワクチン」の欄の 点線を削除し、

「ワクチン」「対象者」の欄の 「省令上は、マウス脳ワクチンとなっているものの……検討される（平成22年5月14日現在）」を削除する。

46頁

2行削除の次の 「2期の接種には省令上は、……検討される（平成22年5月14日現在）」を削除し、「平成22年度においては、3歳児に対する1期初回接種（2回）に対して積極的な勧奨を行う。（赤字追加）」の次に

「*平成17年の積極的な勧奨の差し控えにより、1期における3回の接種を受けられなかった方への接種機会の確保（特例措置）。

（平成22年8月27日現在）

① 「1期初回接種（2回）のうち、1回接種を受けた者

実施規則第15条に規定する初回接種を1回受けた者については、対象年齢（生後6月～90月までの間又は9歳～13歳未満の間）に、6日以上の間隔をおいて残りの2回の接種を行う。

② 1期初回接種（2回）を受けた者

実施規則第15条に規定する初回接種（2回）を受けた者については、対象年齢（生後6月～90月までの間又は9歳～13歳未満の間）に、残りの1回の接種を行う。

*①、②ともに、既に接種済みの接種と今回の接種間隔については6日以上の間隔をおく

③ 1期の予防接種を全く受けていない者

1期の予防接種を全く受けていない者については、対象年齢（9歳～13歳未満の間）に該当する者に対して、6日から28日までの間隔をおいて2回、追加接種については2回接種後概ね1年を経過した時期に1回接種する。

（6月～90月の者については、実施規則第15条に基づく1期の接種を受けることができるので、特例を適用していない。）

* 過去に接種した回数については、原則、定期接種として接種したものについて考慮するが、任意で接種した回数も考慮した上で、残りの接種回数を決定して差し支えない。

* 生後90月を超え、9歳未満の者については、法定接種の対象とならないことに注意し、保護者等には、今後、9歳～13歳未満の間に接種できることを周知する。

* 2期の接種に対する積極的な勧奨については、今後検討されることとなっている。」を追加する。

46頁～47頁の「接種を希望する者に対しては、……注文及び在庫管理を行うよう留意する。」を削除する。

47頁(5)の、「重篤な副反応情報の迅速な提供に協力」を削除し、ここに

46頁の「薬事法第77条の3第2項に基づく、製造販売業者の当該情報収集への協力に努める」を、切り取って挿入する。

「予防接種と子どもの健康」の改訂について

「予防接種と子どもの健康」の日本脳炎の予防接種に関しては、本年5月17日に改訂をしたところですが、8月27日に予防接種実施規則の一部が改正されたことに伴い、次の通り再改訂を致します。

21 頁

「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンは、ペロ細胞という細胞でウィルスを増殖させ、ホルマリンなどでウィルスを殺し（不活化）、精製したものです。

平成22年度においては、3歳児に対する1期初回接種（2回）に対して積極的な勧奨を行うこととされています。」の次に

*「平成17年の積極的な勧奨の差し控えにより、1期における3回の接種を受けられなかったお子さんへの接種機会の確保については、次の通りです。

（平成22年8月27日現在）

- 過去に1～2回接種を受けたお子さんは、1期（初回2回、追加1回）の不足分（1～2回）を、6月～9月及び9歳～13歳未満の年齢のときに6日以上の間隔をおいて接種できます。
- 1期の接種を全く受けていない場合は、9歳～13歳未満の年齢のときに6日から28日までの間隔をおいて1期初回（2回）を接種し、おおむね1年経過した時期に1期追加（1回）を、接種できます。」を追加する。
- 生後90月を超え、9歳未満のお子さんは、今後、9歳～13歳未満の間に接種できません。」を追加する。

22 頁 表の 注）：の「乾燥細胞培養ワクチンは、1期の予防接種のみに使用できます。」を削除し、「平成17年の積極的な勧奨の差し控えにより、1期における3回の接種を受けられなかったお子さんへの接種機会の確保については、21頁をご覧ください。」を追加する。